



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第625号 令和5年9月8日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表	題	担当課名
416		特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
417	同		同
418		指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
419		指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	同
420		指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同

### 【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
93		政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
94		政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
95		政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	

### 【徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
3		参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙運動等の管理に関する規程の一部を改正する件	

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1 2	施設警備業務 2 級検定の実施期日等を公表する件	
1 3	乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する合意	

徳島県告示第四百十六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和五年九月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量  
申請自動受付機 十台（賃貸借）
- 2 借入物品等の特質等  
入札説明書による。
- 3 借入期間  
令和七年一月一日から令和十一年十二月三十一日まで
- 4 納入場所  
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和五年十月十九日（木曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二二 二一六七）

#### 四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

電話 八八 六二二 二一六七

ファクシミリ 八八 六二二 二八二八

電子メール [kanzai\\_ka\\_eshi\\_nsei@ai1.pref.tokushima.jp](mailto:kanzai_ka_eshi_nsei@ai1.pref.tokushima.jp)

- 2 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

電話 八八 六二二 三三〇一

ファクシミリ 八八 六二五 二四八四

電子メール [choudo2@police.pref.tokushima.jp](mailto:choudo2@police.pref.tokushima.jp)

- 3 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

#### 五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

- 2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

- (一) 受領期限

令和五年十月十九日（木曜日）午前十一時

- (二) 提出場所

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

- (三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

#### 六 入札手続等

- 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (一) 日時

令和五年十一月二日（木曜日）午前十一時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和五年十一月一日（水曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

3 入札方法

入札金額は、一箇月当たりの借入代金を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「申請自動受付機 十台（賃貸借）入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて

本件入札執行事務に係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- 7 契約書の作成の要否  
要
- 8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
徳島県警察本部警務部会計課装備管理室  
徳島市万代町二丁目五番地一
- 9 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 10 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

## 七 Summary

- 1 Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased  
Automated application reception machines 10 sets
- 2 Term of Lease  
From January 1, 2025 to December 31, 2029
- 3 Time Limit of Tender  
11:00 a.m. on November 2, 2023
- 4 Section in charge of contract  
Equipment Management Office, Finance Division, Tokushima Prefectural  
Police Headquarters.  
2-5-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8510  
Phone: 088-622-3101
- 5 Enquiry Section, regarding Notice of Tender  
Property Management Division, Management Strategies Department,  
Tokushima Prefectural Government Office.  
1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570  
Phone: 088-621-2067

徳島県告示第四百十七号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和五年九月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量  
徳島県文化の森総合公園情報提供システムパソコン等機器 一式（賃貸借）
- 2 借入物品等の特質等  
入札説明書による。
- 3 借入期間  
令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで
- 4 納入場所  
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- この入札に参加する者に必要な資格は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。
- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
  - 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
  - 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

- （一） 受領期限  
令和五年十月十九日（木曜日）午前十一時
- （二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二二 二一六七）

#### 四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

電話 八八 六二二 二一六七

ファクシミリ 八八 六二二 二八二八

電子メール [kanzai\\_ka\\_eshi\\_nsei@ai1.pref.tokushi.na.jp](mailto:kanzai_ka_eshi_nsei@ai1.pref.tokushi.na.jp)

- 2 仕様内容についての問合せ先

徳島市八万町向寺山

徳島県立二十一世紀館

電話 八八 六六八 一一一一

ファクシミリ 八八 六六八 七一九六

電子メール [bunkanomorishi.nkoucentar@pref.tokushi.na.jp](mailto:bunkanomorishi.nkoucentar@pref.tokushi.na.jp)

- 3 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

#### 五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

- 2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

- (一) 受領期限

令和五年十月十九日（木曜日）午前十一時

- (二) 提出場所

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

- (三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

#### 六 入札手続等

- 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (一) 日時

令和五年十一月二日（木曜日）午後二時



(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和五年十一月一日（水曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

3 入札方法

入札金額は、一箇月当たりの借入代金を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて

封書の表面に「徳島県文化の森総合公園情報提供システムパソコン等機器 一式（

賃貸借）入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額を

もって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて

本件入札執行事務に係りのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約書の作成の要否  
要

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県立二十一世紀館

徳島市八万町向寺山

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二)(-) 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づき長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

ㄗ Summary

1 Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased

Information Provision System Personal Computers and other equipment for

Tokushima Prefecture Bunkano Mori Integrated Park 1 set

2 Term of Lease

From April 1, 2024 to March 31, 2029

3 Time Limit of Tender

2:00 p.m on November 2, 2023

4 Section in charge of contract

Tokushima Prefectural 21st Century Cultural Information Center

Mukouteraiyama Hachiman-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8070

Phone: 088-668-1111

5 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Division, Management Strategies Department,

Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2067

徳島県告示第四百十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和五年九月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

合同会社喜楽	名称	指定居宅サービス事業者
	所在地	
ケアサポート喜楽	名称	指定居宅サービス事業を行う事業所
	所在地	
訪問介護	種類	サービスの
令和五年九月一日		指定年月日

徳島県告示第四百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年九月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出の受理日		廃止年月日	
名称	所在地	名称	所在地	種	類	の	受	理	日
有限会社一宮商店	徳島市南昭和町五丁目四八番地の一	有限会社一宮商店	徳島市南昭和町五丁目四八番地の一	福祉用具貸与 特定福祉用具 販売		令和五年六月 一日			令和五年七月 三十一日
有限会社富士インテリア	美馬市脇町字拝原二二二六番地の一	フジインテリア	美馬市脇町字拝原二二二六番地の一	同		同 五日			同

徳島県告示第四百二十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年九月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
有限会社一宮商店	徳島市南昭和町五丁目四八番地の一	有限会社一宮商店	徳島市南昭和町五丁目四八番地の一	同	令和五年六月一日	令和五年七月三十一日
有限会社富士インテリア	美馬市脇町字拝原二二二六番地の一	フジインテリア	美馬市脇町字拝原二二二六番地の一			
				同	同日	同日

徳島県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和五年九月八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
日本維新の会衆議院 徳島県第2選挙区支部	祝 聡	祝 章子	鳴門市撫養町小桑島字前組一四 ○プレジール鳴門一〇三号	衆議院議員		令和五年 八月一日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
阿南未来への会	片山晴文	西浦真弓	阿南市宝田町平岡八八二番地一	令和五年 七月十三日
菊川みつのり後援会	菊川充憲	菊川公美恵	吉野川市鴨島町鴨島七六四	令和五年 七月二十六日

徳島県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年九月八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
自由民主党徳島県 歯科医師支部	松本 侯	代表者の氏名	新	旧	令和五年七月一日
	松本 侯				

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
徳島県歯科医師連盟	松本 侯	代表者の氏名	新	旧	令和五年七月一日
比嘉奈津美徳島県後援会	松本 侯	代表者の氏名			
山田宏徳島県後援会	松本 侯	代表者の氏名			
前田忠道後援会	西條 勝行	代表者の氏名			
	西條 勝行				
	津川 旭				
	大西和久				
	大西和久				
	松本 侯				
	松本 侯				
	西條 勝行				

徳島県選挙管理委員会告示第九十五号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。  
令和五年九月八日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
国 清 一 治 後 援 会	川 口 幸 一	令和五年七月十日
吉野川水系の緑と水を守る会	岡 昭 夫	令和五年七月三十一日



### 徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第3号

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙運動等の管理に関する規程（平成28年5月徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月8日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 中田 丑五郎

目次中「第3条」を「第3条の2」に改める。

第1章中第3条の次に次の1条を加える。

（在外投票の投票用紙等を発送する日）

**第3条の2** 在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第23条第3号に規定する合同委員会が定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- （1）参議院議員の統一対象再選挙（法第33条の2第2項に規定する統一対象再選挙をいう。以下この項において同じ。）又は補欠選挙が同項の規定により行われる場合 9月16日から翌年の3月15日までに当該選挙を行うべき事由が生じたときは当該期間の直後の3月16日、3月16日からその年の9月15日までに当該選挙を行うべき事由が生じたときは当該期間の直後の9月16日
  - （2）参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙が法第33条の2第4項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を合同委員会が告示した日又は在任期間を異にする参議院議員の任期満了の日前60日に当たる日のいずれか遅い日
  - （3）参議院議員の再選挙が法第33条の2第1項の規定により行われる場合又は参議院議員の統一対象再選挙若しくは補欠選挙が同条第5項の規定により行われる場合 当該選挙を行うべき事由が生じた旨を合同委員会が告示した日
- 2 法第33条の2第7項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第1号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第2項に規定する遅い方の事由」と、同項第2号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第4項に規定する遅い方の事由」と、同項第3号中「当該選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第1項又は第5項に規定する遅い方の事由」とする。

#### 附 則

この告示は、令和5年9月8日から施行する。

## 徳島県公安委員会告示第12号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和5年9月8日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

### 1 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第1条第2号に規定する施設警備業務 2級

### 2 実施期日及び場所

#### (1) 実施期日

令和5年12月15日（金）午前9時10分から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、検定の終了時刻にあつては、検定の実施状況に応じて変更することがある。

なお、受付は、当日の午前9時から午前9時10分までの間とする。

#### (2) 実施場所

アスティとくしま

（徳島市山城町東浜傍示1番地1 電話088-624-5111）

### 3 受検定員

30人

### 4 受検資格

次のいずれかに該当する者とする。

#### (1) 徳島県内に住所を有する者

#### (2) 徳島県外に住所を有し、徳島県内に所在する営業所に所属している法第2条第4項に規定する警備員

### 5 検定申請手続

#### (1) 受検の予約

ア 専用電話による予約

(ア) 検定を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、受検の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、令和5年10月23日（月）から同月27日（金）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

イ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は、受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 検定を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

#### (2) 検定申請書の提出

## ア 検定の申請ができる者

検定の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「検定申請者」という。）のみが行うことができる。

## イ 提出書類

検定申請書（検定規則第9条第1項に規定する検定申請書をいう。以下同じ。）  
1通に、次に掲げる書類を添付すること。

- (ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (イ) 検定申請者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面（以下「住所地疎明書面」という。）又は自己の属する営業所が徳島県内にあることを疎明する警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）第9条第1項に規定する警備員所属証明書（以下「警備員所属証明書」という。）1通

## ウ 提出先

検定申請書及びその添付書類（以下「検定申請書等」という。）は、次に掲げる添付書類の区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

- (ア) 住所地疎明書面を添付する場合 検定申請者の住所地を管轄する警察署
- (イ) 警備員所属証明書を添付する場合 検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

## エ 提出方法

検定申請書等は、検定申請者本人が持参すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、検定申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は、認めない。

## オ 提出期間

検定申請書等の提出は、令和5年11月6日（月）から同月10日（金）までの午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

## カ 検定手数料

検定申請書等を提出する際に、検定手数料として、16,000円を徳島県収入証紙により納入すること。

なお、納入された検定手数料は、還付しない。

## キ 受検票の交付

受検票（検定規則第10条に規定する受検票をいう。以下同じ。）は、検定申請書等の提出を受けた警察署において、後日交付する。

## 6 検定

### (1) 検定の実施概要

検定は、学科試験及び実技試験により行う。ただし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 持参するもの

受検に際しては、受検票、筆記用具、警笛、帽子（警備員の制服として使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽、雨着（雨天時に使用する。）を持参すること。

(3) 服装

警備員にあつては制服とし、警備員以外の者にあつては活動しやすい服装（ジャージやTシャツは不可）とする。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は、検定の当日、検定の実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定に合格した者に対しては、その当日に検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 その他留意事項

(1) 検定申請書の住所欄の記載

検定申請書の住所欄の記載は、住民票の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 問合せ先

この検定に関する問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定の試験内容に関する問合せは、一切受け付けない。

徳島県公安委員会告示第13号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、次のとおり板野郡松茂町内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、公示する。

令和5年9月8日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する合意

1 合意した者

- (1) 徳島バス株式会社
- (2) 徳島県公安委員会
- (3) 松茂町長
- (4) 北島町長

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称  
鍋川橋 広島西 広島ランプ 広島 笹木野 徳島阿波おどり空港

3 2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業
松茂町地域コミュニティバス運行事業者 松茂町長 吉田 直人	自家用運送	松茂町地域コミュニティバス

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2の乗合自動車の停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と3の運行事業者との運行時刻等についての調整